

## ラッキーCoGCaカードポイント会員規約

### 第1条 目的

本会員規約（以下「本規約」といいます）は、北雄ラッキー株式会社（以下「当社」といいます。）が発行します、「ラッキーCoGCaカード」（以下「カード」といいます。）のサービス内容と使用条件を定め、会員の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。なお、付随するCoGCa電子マネーサービスは、本規約と併せてCoGCa利用規約が適用されるものとします。

### 第2条 会員

会員とは、本規約を承認のうえ、当社にポイントカードサービス（以下「本サービス」といいます）への入会を申し込みされ、所定の手続きを完了された方をいいます。

### 第3条 カードの発行

- 当社が、会員に発行するカードは他人に譲渡または相続することはできません。
- 発行手数料として200円（税込）を承ります。なお、将来退会された場合でも、発行手数料は返却いたしません。
- 年会費は一切かかりません。
- お申込書の返却はいたしません。
- ご入会に年齢制限はありませんが、15歳以下の方がご入会される場合には親権者の同意が必要です。

### 第4条 カードの利用

- カードは、当社店舗および当社と共にポイントを進呈する店舗・施設（以下「共通カード店」といいます）で商品購入やサービスの提供を受ける際にご利用いただけます。
- カードをご利用の際は、カード裏面の署名欄に自署し、ご精算前にレジ係員にご提示ください。
- カードをお忘れになった際は、当日のお買上分に限り、サービスカウンターにてポイントを加算いたします。
- 現金・クレジットカード・電子マネー・商品券でご精算の場合でも、ポイント加算いたします。
- このカードにクレジット機能はついていません。
- ポイントカードのご利用の有効期限は、ポイントカード最終ご利用日から4年間といたします。最終ご利用日から4年間に、1度もご利用のない場合は、ポイントが失効します。

### 第5条 お買上げポイント

- 当社店舗および共通カード店で、当社が定める一定金額をお買上げ毎に1ポイントをカードに加算いたします。一定金額未満または端数はポイント加算いたしません。詳細は店頭または当社ホームページでご確認ください。
- 共通カード店でのポイント加算条件は、店頭スターおよび各店舗、または当社ホームページでご確認ください。
- ポイントは、購入代金を支払った会員本人のカードに加算いたします。
- 当社が定める一部商品およびサービス（商品券・ハガキ・切手・印紙・たばこ・送料・自動販売機商品・その他当社が指定する商品およびサービス）の購入または利用代金には、ポイント加算ができません。
- ポイント加算の条件については、変更される場合があることをご了承ください。この場合は、変更する旨を当社の各店舗にて定期間告知させていただきます。
- ポイントは、第三者に譲渡または相続することはできません。

### 第6条 ポイントの利用方法

- ご利用カードのポイントが、当社の定めるポイントまで貯まると、「ラッキーグリーンスタンプギフト券」（以下「ギフト券」といいます）を、レジ精算時に枚差し上げます。
- ギフト券は、枚数に応じて「グリーンスタンプ交換商品カタログ」掲載商品との交換ができます。または、当社設定枚数ごとに「当社商品券」と交換いたします。
- 商品券は当社店舗でご利用いただけます。第3条④と同様一部除外商品があります。
- ポイントご利用の条件（ギフト券引換に必要なポイント数）については、変更される場合があります。この場合は、変更する旨を当社の各店舗にて定期間告知させていただきます。
- カードを利用されてお買上げいただいた商品を返品される場合は、返品と同時にレシートとあわせてカードをご提示ください。レシートおよびカードのご提示がない場合は、返品をお受けできない場合があります。また、返品時は、既に加算されたポイントから、返品による代金返金額相当分のポイントを差し引きさせていただきます。なお、ギフト券お渡し後、返品によりポイントを差し引きさせていただいた結果、本条1の基準未満のポイント数となった場合には、相当する枚数のギフト券を回収させていただく場合があります。

### 第7条 カードの紛失、盗難、破損、拾得

- カードの紛失・盗難・破損によりカードを再発行する場合は、200円（税込）で再発行いたします。その際ポイントは再発行したカードに移行することができます。
- 初期不良や通常の利用にも関わらず、カード不良などでカードがご利用いただけない場合は無料で再発行いたします。
- カードが再発行された場合、以前に発行されたカードは無効となります。
- 店舗でカードを拾得した場合、申込書にご記入いただいた電話番号へご連絡する場合があります。
- カードの紛失・盗難・破損等による会員の損害については、当社では一切その責任は負いませんので、管理には充分ご注意ください。

### 第8条 届出事項の変更

会員が当社に届け出た氏名、住所、電話番号などの変更があった場合には、当社店舗までご連絡ください。

### 第9条 カードの更新

入会後、当社が指定した時期に、ご登録内容およびカードの確認ならびに更新をお願いする場合があります。

### 第10条 退会

退会を希望される場合は、当社店舗へ退会の申請とカードの返却手続きをお願いします。退会をもって会員資格および加算されているポイントは無効となります。

### 第11条 会員情報の登録

「個人情報の管理・利用目的」に基づき、ご入会時に入会申込書にご記入いただいた個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、性別）およびカードご利用履歴（お買上げ店舗、金額、商品、ポイント履歴など）を、コンピュータに登録・管理することを予めご了承ください。

### 第12条 ご案内等の送付

会員に対し個人情報の利用目的の範囲内で、当社からの案内物、印刷物を送付させていただく場合があります。なお、これらの送付が不要の場合には、送付停止の手続きを行いますので、当社店舗までご連絡ください。

### 第13条 個人情報の管理・利用目的

- 当社は個人情報保護に関する法令を遵守し、会員情報は厳重に管理いたします。
- 当社が保有するお客様の個人情報は、下記の目的で利用させていただきます。
  - 特典サービスの提供のため。
  - 会員からの各種お問い合わせへの対応を行うため。
  - 会員に対し、当社の商品やサービス等の情報提供およびアンケートを実施するため。
  - 店舗での品揃え改善、新規商品やサービスを開拓するためのマーケティング調査および分析ならびに統計資料の作成のため。
- 会員の個人情報は、下記の場合は除き、第三者に開示しません。
  - 法令に基づく場合。
  - 人の生命、身体、財産の保護又は公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 国の機関若しくは地方公共団体、または、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 第14条に示す共同利用者との間で共同利用を行うとき。
- 個人情報の利用を中止した場合、個人情報が判別できない形の統計資料としての情報を除き、会員の個人情報は当社で消去することを予めご了承ください。

### 第14条 個人情報の共同利用

会員から当社にご提供いただいた個人情報は、同時にグリーンスタンプ株式会社が共同して保有および利用します。

グリーンスタンプ株式会社は、当社にご提供いただいた個人情報の項目すべてについて、以下の目的で共同利用いたします。なお、共同利用にあたっては、当社が共同利用の管理責任者となります。

- ポイントカードシステムの運営管理のため。
- 会員からの各種お問い合わせへの対応を行うため。
- 会員に対し、グリーンスタンプ株式会社の商品やサービス等の情報提供を行うため。
- ご意見・ご感想をお伺いするため、またアンケートを実施するため。
- 会員の購買内容等に基づいたグリーンスタンプ株式会社の新規商品・サービス開発等のマーケティング調査および分析ならびに統計資料の作成のため。
- 当社店舗および共通カード店でのカードご利用情報を基にした、お客様へのサービス実施のため。

### 第15条 個人情報の開示・訂正・削除

- 会員は、当社に対して会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。この場合、当該請求が会員ご本人によるものであることが確認された後に遅滞なく対応させていただきます。また、ご本人であることの証明をするための書類（自動車運転免許証、パスポートなど）が必要となります。

- 開示請求により、同一登録内容が不正確、または誤りであることが明らかになった場合、会員は当該情報の訂正または削除を請求することができます。

### 第16条 個人情報に関するお問い合わせ

案内物、印刷物、送付などの中止および個人情報の開示、訂正、削除の請求、その他個人情報に関するお問い合わせについては、当社店舗サービスカウンターまでお願いいたします。

### 第17条 規約内容等の変更

本規約の内容およびポイントのご利用条件等を変更する場合、また本サービスを中止する場合には、予め当社の各店舗にて定期間告知させていただきます。その後にカードを利用した場合、会員は変更を了承したものとします。

### 第18条 損害賠償

本サービスに関し、故意または過失により当社あるいは第三者に対し損害を与えた場合は、民法その他の法令により損害賠償義務の負担を問われることもありますので、ご注意ください。

### 第19条 合意管轄裁判所

本サービスに関する紛争または係争については、当社の本部所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。